第6章 都市計画と環境影響評価(法アセス、条例アセス)

環境影響評価(環境アセスメント)は、開発事業の内容を決めるに当って、環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。

(1) 環境影響評価法と鳥取県環境影響評価条例

環境影響評価法は、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業の許認可等に反映させることにより、環境の保全に十分配慮した事業が実施されることを目的として平成11年6月12日に施行された。

併せて、県では同日付で鳥取県環境影響評価条例を施行し、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(法アセス)の対象外であっても、鳥取県の環境にとって影響の大きいと考えられる事業や特別地域内(国立公園等)で行われる一定規模以上の事業を対象とした鳥取県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント(条例アセス)の手続きを定めている。

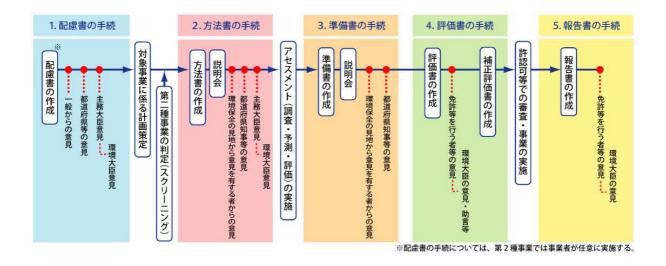
(2) 鳥取県環境影響評価条例等の改正 (太陽光発電の追加等)

近年、大規模な太陽光発電所の設置に伴う土砂流出や、濁水発生、景観への影響、自然環境の悪化などの問題が全国で生じていることから、環境影響評価法施行令が改正され、4万キロワット(面積100~クタール相当)以上の太陽光発電所が環境影響評価法の手続き対象事業に追加された。(令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行)

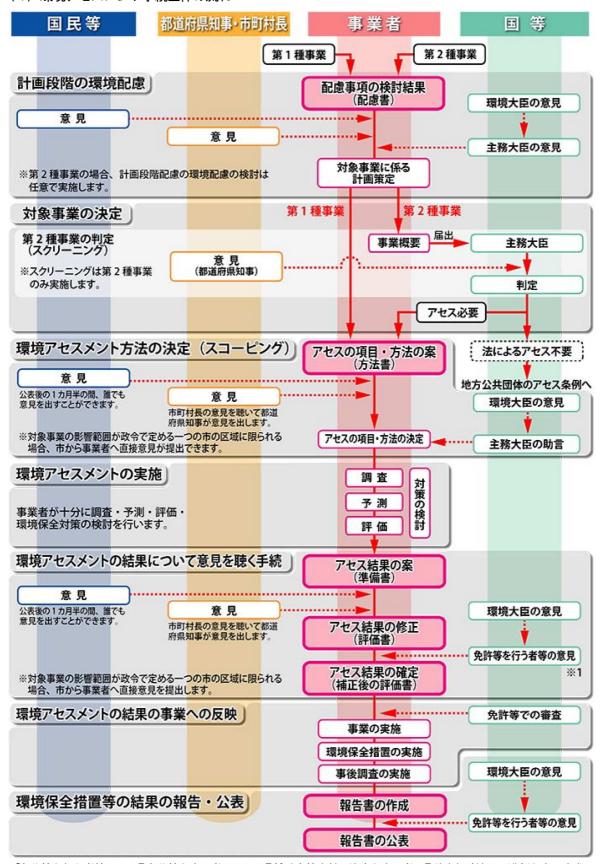
これを受けて、県は、法対象規模よりも小規模の太陽光発電所を環境影響評価の対象事業とする鳥取県環境影響評価条例等の改正を行った。

(3) 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントは、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業者自らが調査・予測・評価を行う。



(4) 環境アセスメント手続全体の流れ



※1「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、 ④直轄事業を行う府省が含まれます。

F続きの流れ

手続きの関わり

出典:環境省 環境影響評価情報支援ネットワーク (環境アセスメント制度)

法及び条例における対象事業と規模要件一覧(概要/令和元年10月1日施行(※は令和2年4月1日施行))

| | 4 | 1 0 000 000 000 000 000 000 000 000 000 | | 1 to |
|--|---|---|-------------------------|---|
| 上, 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 | | 環境影響評価法 | 鳥取県環境 | 鳥取県環境影響評価条例 |
| サオップ単次 | 第一種事業 | 第二種事業 | 一般地域 | 特別地域 |
| 道 路 高速道路 | ナンキ | ı | _ | I |
| I. | 4車線以上のもの | 1 | 1 | ı |
| | 4車線、10km 以上 | 7.5km 以上 10km 米箍 | | 7 4車線、7.5km以上 |
| 国道に外の道路 | | | 人 4車線 10km U/ F | 1/1 四月 1/1 四月 1/1 四月 1/1 四月 1/1 四月 1/1 四月 1/1 日 |
| | 幅 6.5m、20km 以上 | 盾 6.5m、15km 以下 20km 米链 | | くtat the X town ペー (農林道社会的) |
| 河 三 女、高 | () () () () () () () () () () | 75% [7] 1.100% 中浦 | - 1 Ki = 100k 平 | 第字指籍 75% 17. |
| | a な 100mg ター よれ 円 400mg ター | (5) B 文十 100 B 大倉 | 有不国位 100ma 义士子长州镇 100mm | a/全国位(5118文十 字集//集/2018文十 |
| 湖沿水化湖即炮鼓 | 以炎回槓 100ha 以上 | /5na 又上 100na 未渲 | 改炎回槓 100ha 以上 | 以炎国債 /bha 以上 |
| | 改変面積 100ha 以上 | 75ha 以上 100ha 未満 | 改変面積 100ha 以上 | 改変面積 75ha以上 |
| 鉄 道 新幹線 | ナジャ | I | - | I |
| 在来級 | 10km 以上 | 7.5km 以上 10km 未擁 | 10km 以上 | 7.5km 以上 |
| 飛行場新設 | 2500m 以上 | 1875m 以上 2500m 未満 | 2500m以上 | 1875m 以上 |
| (滑走路) 延長 | 500m 以上 | 375m 以上 500m 木満 | 500m以上 | 375m 以上 |
| 発電所 水力 | 出力 3万kW以上 | 2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満 | 出力 3万 kW 以上 | 2.25 万 kW 以上 |
| | 出力 15万 kW 以上 | 11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満 | 出力 15万 kW 以上 | 11.25万 kW 以上 |
| 地熱 | 出力 1万kW以上 | 7500kW 以上 1万 kW 未満 | 出力 1万kW以上 | 7500kW 以上 |
| 原子力 | サミト | I | ı | I |
| 風力 | 出力 1万kW以上 | 7500kw 以上 1万 kW 未満 | 出力 1500kW 以上 | 1500kW 以上 |
| 太陽光 | 田力 4万 kW 以上※ | 3万 kW 以上※ | 敷地面積 20ha 以上 | 敷地面積 10ha 以上 |
| 廃棄物最終処分場 | 埋立而積 30ha 以上 | 25ha以上 30ha未満 | 埋立而積 25ha以上 | 埋立而積 18ha以上 |
| 公有水面埋立及び干拓 | 50ha超 | 40ha以上 50ha以下 | 50ha超 | 40ha以上 |
| 土地区画整理事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 新住宅市街地開発事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | _ | - |
| 工業団地造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上 100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 新都市基盤整備事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | _ | |
| 流通業務団地造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 干%e451 | 50ha以上 |
| 宅地の造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上 100ha未満 | 于汉ba37 | 50ha以上 |
| 港湾計 | 埋立等区域 300ha以上 | - | _ | 1 |
| ことの権利 ことの権利 | | | 干済日/ 1001 | 754/月以上 |
| 加米物や年地段 し尿処理 | | | 100kl/日以上 | 75以/日以上 |
| 工程の整備 強額 | | | 干次目/₅m <u>欠</u> 1 | 7500m³/用以上 |
| 上郷で何来、年来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | 4万 Nm³/時以上 | 3万 Nm³/時以上 |
| ゴルフ場又はスキー場 | | | 50ha以上 | 37.5ha以上 |
| レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く) | | | 75ha以上(土地改変区域に限る) | 50ha以上(土地改変区域に限る) |
| 岩石等採取事業 | | | 50ha以上 | 37.5ha以上 |
| 大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む) | | | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 複合開発事業 | | | り 次化 | り 文化 |
| | | | | |

条例における特別地域の設定状況(概要/令和元年10月1日施行)

| 事業の種類 | すべての事業に共通の地域 | 事業の種類によって対象とする地域(規則による規定) |
|---|---|--|
| ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築) ・鉄道及び軌道 ・飛行場 | (条例による規定) ・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・鳥取県自然環境保全条例の規 | ○・小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、 盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・保育所、幼保連携型認定こども園 ・病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・上記施設の周囲1kmの区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地 域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層 住居専用地域 |
| ・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・公有水面の埋立て及び干拓 ・土地区画整理事業 ・流通業務団地造成事業 ・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 | 定により指定された県自然環境保全地域・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規 | ○ 中海湖沼水質保全指定地域等○ 湖山池水質管理計画の対象地域○ 東郷池水質管理計画の対象地域 |
| ・発電所(水力・水力・地熱) ・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・畜産団地造成事業 ・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・工場等の設置 | 定により指定された特別保護地区 地区 (規則による規定) ・ハマナス自生南限地帯 | ○ 中海湖沼水質保全指定地域等○ 湖山池水質管理計画の対象地域○ 東郷池水質管理計画の対象地域○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域 |
| ・発電所(太陽光) ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) ・発電所(風力) ・岩石等採取事業 ・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業 の種類を併せて行う事業 | | ○ 森林法第2条第1項に規定する森林○ なし○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域 |

(5) 都市計画決定と環境影響評価の調整

環境影響評価法においては、都市計画に定める都市施設及び市街地開発事業のうち一定規模以上のものについて、都市計画決定に併せて都市計画決定権者が環境影響評価を実施するものとする、都市計画特例の規定が設けられた。(環境影響評価法第38条の6ほか)

県条例においては、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価手続を実施するかどうかはできる規定となっている。(鳥取県環境影響評価条例施行規則第38条)

環境影響評価法

第九章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第38条の6 (都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等) (抜粋)

第一種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び環境影響評価その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

鳥取県環境影響評価条例施行規則

第38条(都市計画に定められる対象事業等の特例)(抜粋)

対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第4条の2から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

【都市計画決定権者が都市計画と環境影響評価を併せて実施する全体手続き】

